

官報

号外 昭和四十二年六月二日

第五十五回 参議院會議録第十四号

昭和四十二年六月二日(金曜日)

午前十時十七分開議

○議事日程 第十四号

昭和四十二年六月二日

午前十時開議

- 第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 オリヅビック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る五月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

追水 久常君

同

木村 陸男君

法務委員

横山 フク君

同

内田 芳郎君

大蔵委員

林屋龜次郎君

社会労働委員

木島 義夫君

農林水産委員

任田 新治君

運輸委員

森 八三一君

通信委員

田中 茂穂君

建設委員

小沢久太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

田中 茂穂君

同

森 八三一君

法務委員

木島 義夫君

同

小沢久太郎君

大蔵委員

任田 新治君

社会労働委員

横山 フク君

農林水産委員

林屋龜次郎君

運輸委員

木村 陸男君

通信委員

追水 久常君

建設委員

内田 芳郎君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に關する特別委員

北條 浩君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

公職選挙法改正に關する特別委員

渋谷 邦彦君

同日議院運営委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 多田 省吾君(渋谷邦彦君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

航空業務に關する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に關する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国とアルゼンチン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外

公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法及び国立産婆教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

印紙税法案

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

日本国とアルゼンチン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

<p>地方税法等の一部を改正する法律 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律 外務省設置法の一部を改正する法律 通商産業省設置法の一部を改正する法律 文部省設置法の一部を改正する法律 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律</p>	<p>同 建設委員 同 予算委員 同 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 内閣委員 地方行政委員 同 同 外務委員 大蔵委員 同 文教委員 農林水産委員 運輸委員 同</p>	<p>田代富士男君 岸田 幸雄君 鈴木 一弘君 藤田 進君 山本伊三郎君 鶴園 哲夫君 中尾 辰義君 岸田 幸雄君 小柳 牧衛君 北條 浩君 林屋龜次郎君 鬼木 勝利君 黒柳 明君 任田 新治君 岡本 悟君 金丸 富夫君 鈴木 一弘君 熊谷太三郎君 田代富士男君 千葉千代世君 中村 英男君 木村禎八郎君 同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>	<p>同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(横山利秋君外十三名提出) 同日委員長から左の報告書が提出された。 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案修正議決報告書 オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案可決報告書 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案修正議決報告書</p>
<p>臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律 昨日一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 地方行政委員 同 同 外務委員 大蔵委員 同 文教委員 農林水産委員 運輸委員 同</p>	<p>鬼木 勝利君 熊谷太三郎君 岡本 悟君 金丸 富夫君 黒柳 明君 任田 新治君 中尾 辰義君 北條 浩君 同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>	<p>同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。 登録免許税法 登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。 精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律案 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。 清掃施設整備緊急措置法案</p>	<p>○議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。 日程第一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。 まず、委員長長の報告を求めます。商工委員長鹿島俊雄君。</p>
<p>同 同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>	<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>	<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>	<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>
<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>	<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>	<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>	<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>
<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>	<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>	<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>	<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>
<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>	<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>	<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>	<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>
<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>	<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>	<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>	<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 大森 創造君</p>

昭和四十二年六月一日

商工委員長 鹿島 俊雄

参議院議長 重宗 雄三殿

附則中「昭和四十二年六月一日」を「公布の日」に、「同年七月一日」を「昭和四十二年七月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公正取引委員会の事務局機構を拡充強化するため、事務局の定員を二十九名増加するとともに、高松地方事務所を設置しようとするものであつて妥当な措置と認める。

なお、施行期日について別紙のとおり修正を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として千二百九十八万八千円が昭和四十二年度一般会計予算に計上されている。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月二日 参議院会議録第十四号

昭和四十二年五月三十日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和四十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の六第一項中「広島地方事務所」の下に、「高松地方事務所」を加える。

第三十五条の八中「三百七人」を「三百三十六人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、第三十五条の六第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

〔鹿島俊雄君登壇、拍手〕

○鹿島俊雄君 たいま議題となりました「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

本法律案は、公正取引委員会の事務局機構を拡充強化するため、事務局の定員を二十九名増員す

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

るとともに、高松地方事務所を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、公正取引委員会の業務運営状況、資本自由化と独禁法との関係等につき、熱心な質疑が行なわれたのでありますが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、各党を代表して柳田委員より、附則の施行期日「六月一日」を「公布の日」に改める等の修正案が提出されました。

次いで採決の結果、右の修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は委員会修正どおり議決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、オリンピック記

念青少年総合センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長大谷藤之助君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十二年四月四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案

オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案

オリンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 政府は、第四条第二項の規定により青少年総合センターに出資するときは、東京都渋谷区代々木山谷町三百四十六番地に所在する次に掲げる国有の土地及び建物並びにその土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を出資の目的とすることができ。

昭和四十二年六月二日 参議院會議録第十四号

オリピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

四二六

一 土地

宅地 三万五千九百三十・九八平方メートル

二 建物

鉄筋コンクリート造陸屋根付き四階建 六

むね

総床面積 一万六千三百五十四・三八平方メートル

附則

附則第九条中「前条」を「前二条」に改める。

附則第十条中「及び附則第八条」を「並びに附則第八条及び第八条の二」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔大谷藤之助君登壇、拍手〕

○大谷藤之助君 ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人オリピック記念青少年総合センターに対し、隣接の固有の建物六棟及びその敷地を追加して出資することができるものとするものであります。

委員会におきましては、センターの利用及びその収支の状況、特に青少年の利用と一般の利用との関係、オリピック関係資料の収集整備の状

況、屋外研修場の不足と隣接の東京都森林公園予定地の利用等の問題について、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長豊田雅孝君。

審査報告書

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年六月一日

内閣委員長 豊田 雅孝

参議院議長 重宗 雄三殿

附則第一項中「昭和四十二年六月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、職員の旅行の実情等にかんがみ、外国旅行における日当、宿泊料、食卓料、移転料の定額の引き上げ等を行なおうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、施行期日について所要の修正を行なつた。費用

本法律施行に要する経費は、二億三千万であり、昭和四十二年度予算に計上されている。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月三十日

参議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「前二

号を「前三号」に改め、同条第五号中「前三号」を「前各号」に改める。
 第三十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「百分の五」を「百分の十」に改め、同項第

三号中「百分の二十」を「百分の三十五」に改める。
 第三十七条中「七分分」を「十分分」に、「七夜分」を「十夜分」に改める。
 別表第二の一中表の部分の部分を次のように改める。

区 分	日当(一日につき)		宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)	
	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方
内閣総理大臣等 最高裁判所長官 国務大臣等及び特 命全権大使	四,三〇〇円	三,四〇〇円	一三,一〇〇円	一〇,五〇〇円	四,八〇〇円	四,一〇〇円
	三,一〇〇円	二,四〇〇円	九,五〇〇円	七,九〇〇円	三,九〇〇円	三,三〇〇円
指定職の職務又は一等級の職務にある者	二,五〇〇円	二,四〇〇円	八,三〇〇円	七,九〇〇円	三,六〇〇円	三,三〇〇円
二等級の職務にある者	二,二〇〇円	二,一〇〇円	七,〇〇〇円	六,七〇〇円	三,〇〇〇円	二,八〇〇円

別表第二の一の備考中二を三とし、一を二とし、一として次のように加える。
 一 この表及び三の表において国務大臣等とは、国務大臣及びその任免につき天皇の認証を要するその他の職員のうち国務大臣の受ける俸給月額に相当する俸給月額又は報酬月額を受ける者をいう。
 別表第二の二中表の部分の部分を次のように改める。

三等級以下五等級以上の職務にある者	一,九〇〇円	一,八〇〇円	六,〇〇〇円	五,七〇〇円	二,六〇〇円
六等級以下の職務にある者	一,六〇〇円	一,五〇〇円	五,〇〇〇円	四,八〇〇円	二,三〇〇円

区 分	特命全権大使		鉄道百キロメートル未満		鉄道百キロメートル以上五百キロメートル未満		鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満		鉄道千キロメートル以上五千キロメートル未満		鉄道五千キロメートル以上一万千キロメートル未満		鉄道一万千キロメートル以上二万千キロメートル未満		鉄道二万千キロメートル以上	
	内閣総理大臣等	その他の者	内閣総理大臣等	その他の者	内閣総理大臣等	その他の者	内閣総理大臣等	その他の者	内閣総理大臣等	その他の者	内閣総理大臣等	その他の者	内閣総理大臣等	その他の者	内閣総理大臣等	その他の者
指定職の職務にある者	五七,六〇〇円	五〇,〇〇〇円	八五,〇〇〇円	七五,〇〇〇円	一〇四,〇〇〇円	九三,〇〇〇円	一三三,〇〇〇円	一二二,〇〇〇円	一六二,〇〇〇円	一五一,〇〇〇円	二〇二,〇〇〇円	一九一,〇〇〇円	二四二,〇〇〇円	二三一,〇〇〇円	二八二,〇〇〇円	二七一,〇〇〇円
	四六,一〇〇円	三八,〇〇〇円	七四,〇〇〇円	六四,〇〇〇円	九三,〇〇〇円	八三,〇〇〇円	一二二,〇〇〇円	一一一,〇〇〇円	一五〇,〇〇〇円	一四〇,〇〇〇円	一八〇,〇〇〇円	一七〇,〇〇〇円	二二〇,〇〇〇円	二一〇,〇〇〇円	二六〇,〇〇〇円	二五〇,〇〇〇円
一等級の職務にある者	四一,八〇〇円	三三,〇〇〇円	六九,〇〇〇円	五九,〇〇〇円	八八,〇〇〇円	七八,〇〇〇円	一二七,〇〇〇円	一一六,〇〇〇円	一五六,〇〇〇円	一四五,〇〇〇円	一八五,〇〇〇円	一七四,〇〇〇円	二二四,〇〇〇円	二一三,〇〇〇円	二六三,〇〇〇円	二五二,〇〇〇円
二等級の職務にある者	三三,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	五五,〇〇〇円	四五,〇〇〇円	六四,〇〇〇円	五四,〇〇〇円	八三,〇〇〇円	七三,〇〇〇円	一一三,〇〇〇円	一〇三,〇〇〇円	一四三,〇〇〇円	一三三,〇〇〇円	一八三,〇〇〇円	一七三,〇〇〇円	二二三,〇〇〇円	二二三,〇〇〇円
三等級の職務にある者	二五,〇〇〇円	一七,〇〇〇円	四七,〇〇〇円	三七,〇〇〇円	五六,〇〇〇円	四六,〇〇〇円	七五,〇〇〇円	六五,〇〇〇円	一〇五,〇〇〇円	九五,〇〇〇円	一三五,〇〇〇円	一二五,〇〇〇円	一六五,〇〇〇円	一五五,〇〇〇円	二〇五,〇〇〇円	一九五,〇〇〇円
四等級の職務にある者	一七,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	三九,〇〇〇円	二九,〇〇〇円	四八,〇〇〇円	三八,〇〇〇円	六七,〇〇〇円	五七,〇〇〇円	九七,〇〇〇円	八七,〇〇〇円	一二七,〇〇〇円	一一七,〇〇〇円	一五七,〇〇〇円	一四七,〇〇〇円	一九七,〇〇〇円	一八七,〇〇〇円
五等級以下の職務にある者	一〇,〇〇〇円	六,〇〇〇円	二二,〇〇〇円	一六,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	二四,〇〇〇円	四三,〇〇〇円	三三,〇〇〇円	五三,〇〇〇円	四三,〇〇〇円	八三,〇〇〇円	七三,〇〇〇円	一一三,〇〇〇円	一〇三,〇〇〇円	一四三,〇〇〇円	一三三,〇〇〇円

昭和四十二年六月二日 参議院会議録第十四号 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

別表第二の三中「國務大臣」を「國務大臣等」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

〔豊田雅孝君登壇、拍手〕

○豊田雅孝君 ただいま議題となりました国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における職員の旅行の実情等にかんがみ、外国旅行における旅費について改正を行なうとするものでありまして、そのおもな内容は、日当、宿泊料及び食卓料の定額を約一割五分程度、移転料の定額を約五割程度引き上げること等でありま。

委員会におきましては、日当、宿泊料、移転料

等の引き上げの根拠、引き上げにあたって行なつた実態調査の方法等につきまして質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して入田委員より、本法案の施行期日を公布の日修正の上、賛成する旨の発言がありました。

次いで採決の結果、入田委員提出の修正案並びに修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって委員会修正どおり議

決せられました。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時二十五分散会

出席者は左のとおり。

議員	原田 立君	林 塩君	山内 一郎君	柳田桃太郎君
副議長	河野 謙三君	矢追 秀彦君	宮崎 正雄君	船田 護君
議長	重宗 雄三君	中沢伊登子君	平泉 涉君	八田 一朗君
	瓜生 清君	中尾 辰義君	木村 睦男君	高橋文五郎君
	市川 房枝君	田代富士男君	内田 芳郎君	大森 久司君
	横井 太郎君	森田 タマ君	内田 清充君	野知 浩之君
	高山 恒雄君	二木 謙吾君	源田 実君	熊谷太三郎君
	山崎 斉君	宮崎 正義君	温水 三郎君	岸田 幸雄君
	多田 省吾君	向井 長年君	長谷川 仁君	沢田 一精君
	小平 芳平君	伊藤 五郎君	吉江 勝保君	石井 桂君
	白井 勇君	鈴木 一弘君	豊田 雅孝君	稻浦 鹿藏君
	林田 正治君	大谷 賛雄君	大竹平八郎君	大谷藤之助君
	山田 徹一君		徳永 正利君	青柳 秀夫君
			佐藤 芳男君	山下 春江君
			山本 利壽君	堀見 俊二君

横山 フク君

白木義一郎君

植竹 春彦君

山本茂一郎君

山内 一郎君

宮崎 正雄君

平泉 涉君

木村 睦男君

内田 芳郎君

内田 清充君

源田 実君

温水 三郎君

長谷川 仁君

吉江 勝保君

豊田 雅孝君

大竹平八郎君

徳永 正利君

佐藤 芳男君

山本 利壽君

堀見 俊二君

柏原 ヤス君

寺尾 豊君

新谷寅三郎君

林田悠紀夫君

柳田桃太郎君

船田 護君

八田 一朗君

高橋文五郎君

大森 久司君

野知 浩之君

熊谷太三郎君

岸田 幸雄君

沢田 一精君

石井 桂君

稻浦 鹿藏君

大谷藤之助君

青柳 秀夫君

山下 春江君

堀見 俊二君

昭和四十二年六月二日 参議院会議録第十四号

鍋島 直紹君	近藤 鶴代君	青木 一男君	小山邦太郎君	須藤 五郎君	春日 正一君	文部大臣	柳木 亨弘君
井野 碩哉君	石原幹市郎君	重政 庸徳君	鈴木 市藏君	森 勝治君	鈴木 力君	国務大臣	塚原 俊郎君
郡 祐一君	斎藤 昇君	達田 龍彦君	前川 旦君	中村 波男君	川村 清一君		
小林 篤一君	久保 勘一君	戸田 菊雄君	竹田 現照君	柳岡 秋夫君	稻葉 誠一君		
北畠 教真君	西村 尚治君	山崎 昇君	木村美智男君	吉田忠三郎君	渡辺 勘吉君		
中村喜四郎君	内藤啓三郎君	村田 秀三君	小野 明君	小林 武君	林 虎雄君		
任田 新治君	土屋 義彦君	小林 章君	近藤英一郎君	千葉千代世君	野上 元君		
高橋雄之助君	玉置 和郎君	田村 賢作君	田中寿美子君	武内 五郎君	山本伊三郎君		
阿本 悟君	楠 正俊君	矢山 有作君	野々山一三君	松永 忠二君	北村 暢君		
日高 広為君	山本 杉君	櫻井 志郎君	鹿島 俊雄君	鈴木 強君	阿部 竹松君		
谷村 貞治君	谷口 慶吉君	井川 伊平君	赤岡 文三君	鈴木 壽君	永岡 光治君		
柴田 栄君	後藤 義隆君	松本 賢一君	大森 創造君	秋山 長造君	岡 三郎君		
鈴木 万平君	竹中 恒夫君	松野 孝一君	津島 文治君	亀田 得治君	大倉 精一君		
中野 文門君	西田 信一君	青田源太郎君	大矢 正君	椿 繁夫君	木村禧八郎君		
迫水 久常君	田中 茂穂君	小柳 勇君	紅露 みつ君	佐多 忠隆君	岡田 宗司君		
梶原 茂嘉君	八木 一郎君	中村 英男君	伊藤 顯道君	藤原 道子君	加藤シヅエ君		
森 八三一君	三木與吉郎君	加瀬 完君	高橋 衛君	松澤 兼人君			
西郷吉之助君	木内 四郎君	小柳 牧衛君	光村 甚助君				
安井 謙君	増原 恵吉君	大和 与一君	岩間 正男君	大藏大臣	水田三喜男君		
				国務大臣			

昭和四十二年六月二日 参議院会議録第十四号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円
 (送料別)

発行所
 東京都港区赤坂英町二番地
 大蔵省印刷局
 電話 東京 五八二四四二一